

平成28年 職員の給与等に関する報告及び勧告の骨子

(平成28年10月4日 岡山県人事委員会)

報告及び勧告のポイント

- 1 民間給与との較差の解消を図るため、月例給の引上げ改定 (0.12%)
- 2 期末手当・勤勉手当(特別給)の引上げ (0.10月分)
- 3 扶養手当の改定

I 民間給与との比較

- 1 月例給 (職員と民間の4月分給与を、給与決定要素である職種、役職、年齢等が同じ者同士で比較)

民間給与(A)	職員給与(B) [行政職、平均44.1歳]	較 差 $(A) - (B) \left[\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100 \right]$	(参考) 較 差 (国)
375,391円	374,926円	465円 (0.12%)	708円 (0.17%)

備考 企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である県内の民間事業所のうちから256事業所を無作為抽出し、当該事業所の約9,100人の個人別給与を実地調査(調査完了率:89.8%)

- 2 特別給 (昨年冬と本年夏の民間の特別給の年間支給割合との比較)
民間の支給割合 4.31月 (職員 4.20月)

II 民間給与との比較等に基づく給与改定

- 1 月例給(改定率 0.12%、改定額 457円)
 - ・全年齢層を対象に改定を行い、若年層に重点的に配分
 - ・民間との差があることを踏まえ、初任給を引上げ
(行政職 大卒 189,500円 → 191,000円、高卒 152,600円 → 154,100円)
- 2 期末手当・勤勉手当(特別給)
 - ・年間の支給割合を0.10月分引上げ (4.20月分 → 4.30月分)
 - ・勤務実績に応じた給与を推進するため引上げ分を勤勉手当に配分
- 3 その他給与の改定
 - (1) 初任給調整手当
医師に係る初任給調整手当について医師の処遇確保の観点から改定
 - (2) 扶養手当
配偶者に係る月額を他の扶養親族と同額 (13,000円 → 6,500円)
子に係る月額を引上げ (6,500円 → 10,000円)
- 4 改定の実施時期等
 - ・改定の実施時期は平成28年4月1日。ただし、2については平成28年12月1日、3(2)については平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間に段階的に実施

Ⅲ 公務員人事管理

1 人材の確保・育成

- ・優秀な人材の確保に向け、引き続き募集活動の充実・強化が必要
- ・職員が能力を最大限発揮できるよう、計画的に人材育成に取り組むことが必要
- ・女性活躍推進に取り組む観点から、女性職員の積極的登用が重要

2 人事評価制度

- ・人事評価制度を人材育成につなげるとともに、職場、職種によって異なる事情を踏まえながら、納得性のある制度として維持し、本来の制度趣旨を十分発揮できるよう取り組むことが必要

3 仕事と生活の両立支援

- ・少子高齢化が急速に進む中、仕事と育児・介護との両立を支援する制度のさらなる充実と積極的な利用促進が必要

4 長時間労働の是正

- ・管理監督者は超過勤務の原因を分析し、仕事の効率化についてアドバイスを行うなど、より積極的な取組が必要

5 心の健康づくり

- ・心の健康の問題では、ストレスチェックを有効活用して未然防止に努めるとともに、早期発見・早期対応及び職場復帰や再発防止のための職場環境の整備や関係機関等との連携維持・強化が重要

6 雇用と年金の接続

- ・再任用の職域拡大を進め、職員の能力と経験を生かせる職務への配置に努めることが必要
- ・中長期的に公務組織が持続可能なものとなるよう、人事管理と組織体制や職務分担の見直し等を行いつつ、雇用と年金の接続の課題に適切に対応することが必要

7 公務員倫理の徹底

- ・全職員が公務員倫理の重要性を深く理解し、強い使命感と高い規範意識を持って全力で職務に精励できるよう、不祥事根絶に向けた取組を強く推進すべき
- ・あらゆるハラスメント行為の予防・解決に向け、十分な対策が必要

Ⅳ 給与勧告実施の要請

- ・労働基本権を制約されている公務員の適正な処遇を確保するため、人事委員会勧告の実施を要請

《参考1》平成28年度の平均年間給与（行政職：平均年齢 44.1歳）

勧告前	勧告後	勧告前後の差
6,135千円	6,181千円	46千円

《参考2》最近の給与勧告の状況

	月例給		期末・勤勉手当		平均年間給与	
	較差率	改定率	年間支給月数	対前年増減	増減額	増減率
平成19年	0.42%	0.32%	4.50月	0.05月	3.7万円	0.6%
平成20年	0.08%	0.08%	4.50月	—	0.5万円	0.1%
平成21年	0.04%	—	4.15月	△0.35月	△13.0万円	△2.2%
平成22年	0.34%	0.33%	3.95月	△0.20月	△5.4万円	△0.9%
平成23年	0.19%	0.18%	4.00月	0.05月	2.9万円	0.5%
平成24年	0.01%	—	3.95月	△0.05月	△1.9万円	△0.3%
平成25年	0.04%	—	3.95月	—	—	—
平成26年	0.16%	0.16%	4.10月	0.15月	6.7万円	1.1%
平成27年	0.21%	0.21%	4.20月	0.10月	5.1万円	0.8%
平成28年	0.12%	0.12%	4.30月	0.10月	4.6万円	0.8%

※ 平均年間給与の欄は、各年の勧告実施による増減を示したもの